

長期優良住宅申請サポート

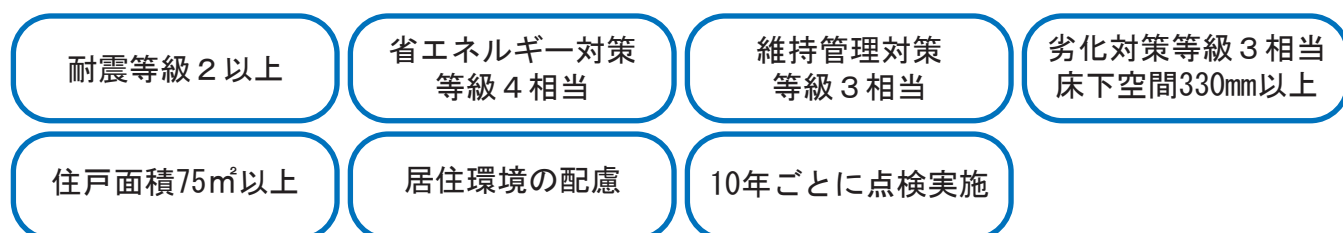
長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画（「長期優良住宅建築等計画」といいます。）を認定する制度の創設を柱とする「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成20年12月に公布され、平成21年6月4日に施行されました。

この法律では、長期優良住宅の普及の促進のため、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する住宅の建築計画及び一定の維持保全計画を策定して、所管行政庁に申請します。当該計画の認定を受けた住宅については、認定長期優良住宅建築等計画に基づき、建築及び維持保全を行うこととなります。

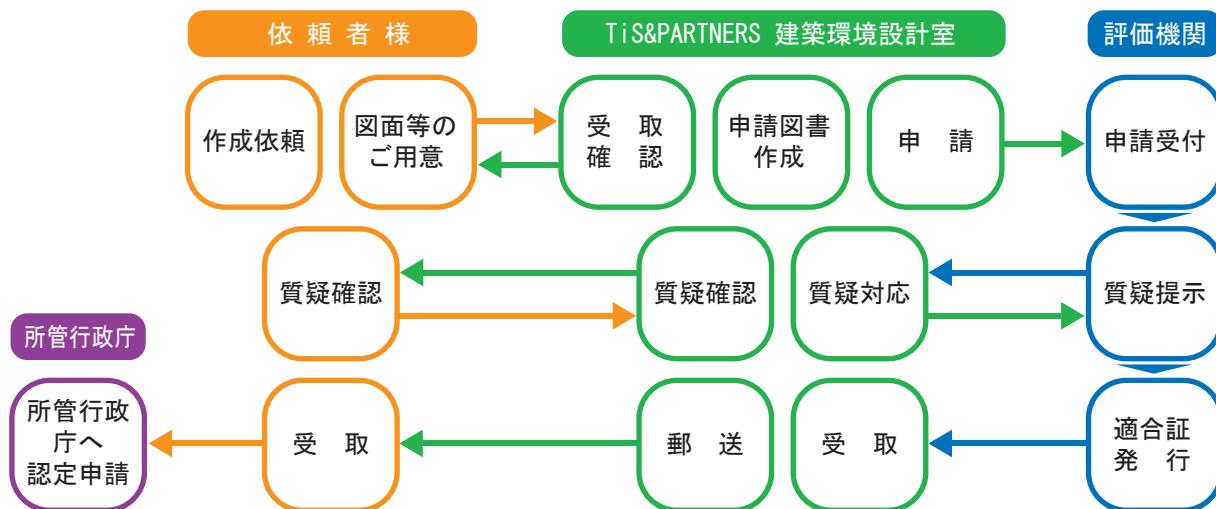
長期優良住宅のメリット

- ・住宅エコポイント（15万ポイント）
- ・住宅ローン減税（控除率最大1.2%）
- ・その他の税制優遇
- ・【フラット35】S（住宅ローン金利優遇）

認定条件（戸建て住宅の場合）



申請サポートの流れ



必要書類

図面

案内図、配置図、敷地求積図、床面積算定図、仕上表、平面図、立面図、矩計図、基礎伏図、梁伏図、地盤調査報告書、（構造計算書）、（外皮熱貫流率及び日射熱取得量計算書）

書類

確認申請書、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書、認定申請書 第一面、委任状、維持保全計画書

※不足図面はご依頼があれば作成いたします。
 ※申請書等、押印が必要な書類は郵送でお送りください。